

業 務 委 託 契 約 書 (案)

業 務 番 号 五市総支委第2号

収入
印紙

- | | | |
|---|---------|------------------------|
| 1 | 業 務 名 | 脇元・磯松・十三漁港海岸漂着物等回収処理業務 |
| 2 | 業 務 内 容 | 別紙「業務委託仕様書」のとおり |
| 3 | 業 務 場 所 | 五所川原市脇元野脇 ～ 十三通行道 地内 |
| 4 | 履 行 期 限 | 令和8年10月31日 |
| 5 | 委 託 料 | ¥ — |

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ —)

- 6 契約保証金 _____
- 7 そ の 他 _____

五所川原市（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）
とは、上記の委託業務について、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

第1条 受託者は、別紙「業務委託仕様書」並びに委託者の指示に従って頭書委託業務を遂行するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約によって生ずる権利、義務を第三者に譲渡し、または継承しなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 受託者は、委託業務の処理について、その全部または一部を他に委託し、あるいは請け負わせてはならないものとする。ただし、書面により、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。

(損害賠償)

第5条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために受託者に損害を与えたとき

は、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第7条 受託者が、この契約に違反し、または不完全な履行をしたとき、委託者は、この契約を解除することができる。

(疑義等の決定)

第8条 この契約に定めのない事項またはこの契約について疑義が生じたときは、その都度五所川原市契約事務規則に定めるところによるほか、委託者と受託者が協議して決めるものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、委託者及び受託者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者 五所川原市字布屋町4 1 番地 1

五所川原市長 佐々木 孝 昌 印

受託者 住 所

氏 名

印